



◆◆◆事業者の皆様へお願い◆◆◆

# 京都市地球温暖化対策条例 3つの義務がスタート！

京都市では、京都議定書誕生の市として、市民や市民団体、事業者の皆様と協力しながら、地球温暖化問題に先進的に取り組んでいます。平成17年4月1日には、全国初となる京都市地球温暖化対策条例を施行し、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を進めています。

平成17年10月1日から、条例に定める3つの義務がスタートしています。事業者の皆様は、改めてこれまでの事業活動を見直し、省エネルギーやコスト削減に努めていただくことが、地球温暖化の防止につながります。皆様のご協力をお願いします。

## 1 大規模な事業者の方には…

**特定事業者排出量削減計画書及び**

**特定事業者排出量削減報告書を提出していただきます。**

## 2 大規模建築物を新築または増築される建築主の方には…

**特定建築物排出量削減計画書及び**

**特定建築物工事完了届出書を提出していただきます。**

## 3 家電販売店の方には…

**特定排出機器（エアコン・テレビ・電気冷蔵庫）のエネルギー消費効率等の**



# 1 大規模な事業者の方には…

**特定事業者排出量削減計画書及び  
特定事業者排出量削減報告書を提出していただきます。**

※これらを行わない場合は勧告し、勧告に従わない場合は事業者名等を公表する場合があります。

## 誰が、いつ、何をしますの？

京都市内において、年度実績で以下のいずれかに該当する事業者の方が対象となります。

事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギーの量が、原油に換算して1,500キロリットル以上となる事業者の方

トラック 100 台、バス 100 台、タクシー150 台以上を保有する運送事業者の方

鉄道車両 150 両以上を保有する鉄道事業者の方

温室効果ガスの内いずれかの物質の排出量（エネルギーの使用に伴うものを除く。）がCO<sub>2</sub>に換算して3,000 トン以上の事業者の方

※京都市総合企画局地球温暖化対策室ホームページで、対象事業者に該当するかどうかを確認していただくことができます。

「特定事業者排出量削減計画書」の作成  
計画期間：3年間

計画策定項目

- ・基本方針及び推進体制
- ・温室効果ガスの排出量、削減目標
- ・排出量削減のための取組年次計画等

「特定事業者排出量削減報告書」の作成

- ・温室効果ガスの排出量（毎年度の実績）
- ・排出量削減のための取組実績

※来年度以降対象となる方については…  
対象となった年度から3年間の削減計画を策定し、計画初年度の4月1日から6月末までに提出

提出

提出

計画書提出の次年度以降、毎年4月1日から6月末までに前年度分を提出

京 都 市

（総合企画局地球温暖化対策室の窓口に（又は郵送で）提出）

公 表



## 2 大規模建築物を新築又は増築される建築主の方には… 特定建築物排出量削減計画書及び 特定建築物工事完了届出書を提出していただきます。

※これらを行わない場合は勧告し、勧告に従わない場合は氏名等を公表する場合があります。

誰が、いつ、何をするの？

平成17年10月1日以降に建築基準法に基づく建築確認申請を行う建築物を  
新築又は増築（いずれも床面積が2,000平方メートル以上）される建築主の方

「特定建築物排出量削減計画書」の作成  
計画策定項目  
建築物の断熱性能の向上、  
自然エネルギーの利用、  
緑化、雨水利用等  
(環境性能に係る評価結果を添付)

「特定建築物工事完了届出書」の作成

※工事に変更があった場合  
「特定建築物排出量削減  
計画変更届出書」の作成

工事完了後、  
15日以内に提出

提出

提出

※工事着工の予定の日の  
21日前まで

提出

京都市  
(都市計画局建築指導部審査課の窓口に提出)

公 表

### 3 家電販売店の方には…

## 特定排出機器(エアコン、テレビ、電気冷蔵庫)の エネルギー消費効率の表示、説明をしていただきます。



エアコン、テレビ、電気冷蔵庫を店頭で販売される事業者の方には、エネルギー消費効率に関する情報を表示した書面(省エネラベル)を掲示していただくとともに、店員の方には、購入されようとする方の求めに応じて説明をしていただきます。

地球にやさしい

一目でわかる省エネ度

星の数が多いほうが“○”!



ノンフロンマーク

ノンフロンの電気冷蔵庫に表示

家計にもやさしい

どれくらい電気料金がかかる

#### 省エネラベルには何が書いてあるの?

##### 1 省エネ性能を5段階で相対評価

省エネ性能を5つ星から1つ星の5段階で表示し、市場における製品の性能の高い順に示しています。

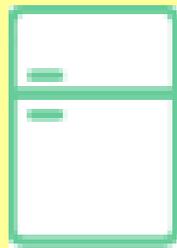
##### 2 販売価格と1年間の電気代(目安)を表示

製品を選択する際には、販売価格だけでなく、電気代を含めた総費用を見ることで、お得になることがあります。そこで、1年間の電気代(目安)を表示し、トータルの比較ができるようにしています。

#### 3品目を対象に省エネラベルが表示されます



●エアコン●



●冷蔵庫●



●テレビ●

#### お問い合わせ先

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4階

京都市総合企画局地球温暖化対策室

TEL 075-211-9281 FAX 075-211-9286 Eメール ge@city.kyoto.jp

URL <http://www.city.kyoto.jp/sogo/bagw/>

(ホームページに、制度の内容や提出書類様式データ等を掲載しています。)

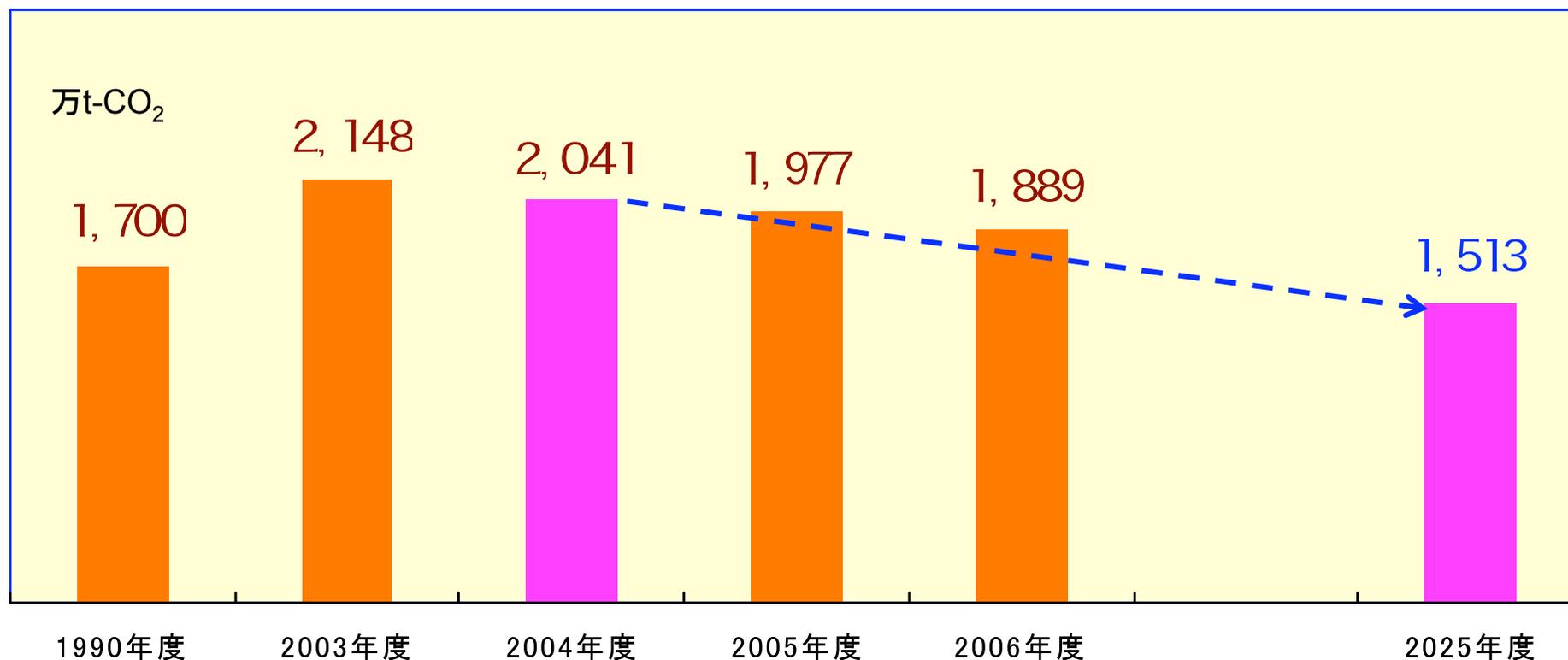


自治体が主導する気候変動政策  
平成22年3月27日(土)

## 横浜市の地球温暖化対策 地球温暖化対策計画書制度について

横浜市地球温暖化対策事業本部  
担当係長 越智洋之

## 現在の温室効果ガス削減目標(横浜市)



横浜市脱温暖化行動方針(CO-DO30) (H20.1策定)

市民1人あたり温室効果ガス30%減(総量で約26%減)

# 横浜市の今後の取組 地方公共団体実行計画の策定

根拠法：「地球温暖化対策の推進に関する法律」

## 「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」

- ・地域において総合的かつ計画的な施策を推進する責務（現行法第20条第2項） ※計画策定は努力義務

## 「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」

- ・自ら排出する温室効果ガスを減らす事業者としての責務（現行法第20条の3）
- ・すべての自治体で実行計画の策定義務（現行法第21条）

## 改正温対法に基づく「地方公共団体実行計画」の策定

### 「区域施策編」

- 都道府県、政令市、中核市、特例市における施策についての計画策定（改正法第20条の3第3項、第4項）

#### 【第3項関係】（義務的記載項目）

- ・自然エネルギー導入の促進
- ・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
  - ・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
  - ・循環型社会の形成

#### 【第4項関係】

都市計画や農業振興地域整備計画等関連施策との連携

- 目標設定

基準年と目標年を定め、温室効果ガス排出量の削減目標を盛り込む。（環境省実行計画策定マニュアル(第1版)）

### 「事務事業編」

- 自治体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画の策定

- ・計画期間、目標、内容、その他必要事項（改正法第20条の3第2項）

- ・庁舎、施設の省エネ対策等（現行法第8条第2項第6号の基本的事項に基づき策定）

毎年1回、計画に基づく措置、施策の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む）の公表義務（改正法第20条の3第10項）

## 事業者向けの主な制度

### ◇ 地球温暖化対策計画書制度

### ◇ 建築物環境配慮制度

- ・対象(2,000m<sup>2</sup>以上の建築物の建築主)
- ・届出制度(CASBEE横浜による自己評価)及び認証制度で構成
- ・環境性能表示

### ◇ 再生可能エネルギー導入検討報告制度

- ・対象(2,000m<sup>2</sup>以上の建築物の建築主)
- ・主に①太陽熱利用設備、②太陽光発電設備の導入を検討し報告

改正のポイント  
(H22.4～)

- ・事業所から**事業者**へ
- ・対象範囲を**業務、運輸部門**へ**拡大**
- ・評価する**仕組み**を導入

評価項目		評価の視点
計 画 書	削減目標の設定状況	マイナスの削減目標か
	重点対策の実施状況	該当対策への対応はどうか
報 告 書 (最 終 年 度)	削減目標の達成度	削減目標が達成されたか
	基準年度に対する削減状況	排出量が減少しているか
	重点対策の実施状況	該当対策を全て実施しているか
	再生可能エネルギー利用設備等の導入状況	優良導入事例等
	低公害かつ低燃費車の導入状況	導入割合
	その他地球温暖化対策の取組状況	優良事例、市との連携状況等

※ 評価項目ごとに優良な事業者を公表

## 3カ年計画の作成

◇地球温暖化対策事業者

計画の作成、実践  
計画書、報告書の  
提出→公表

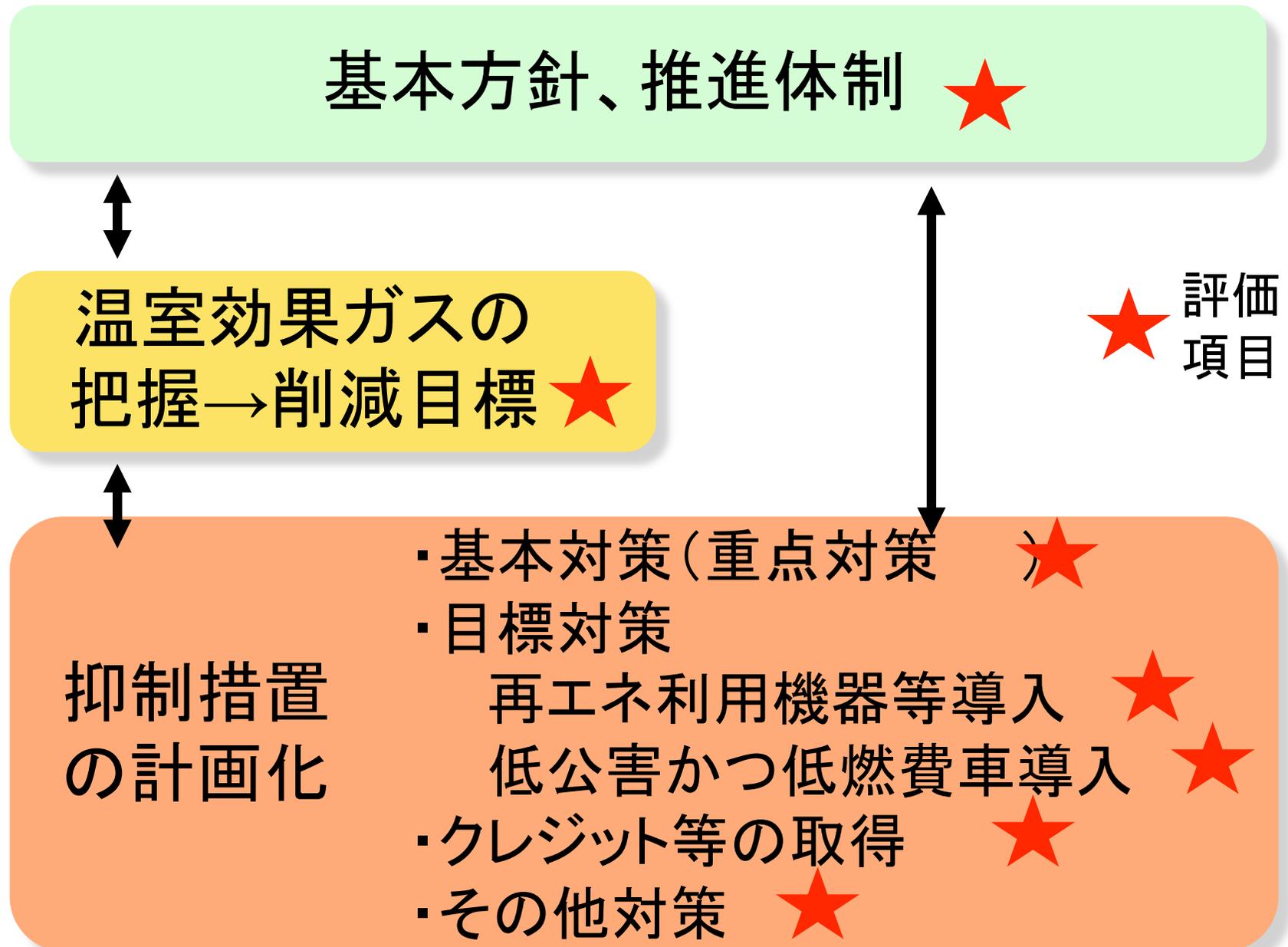
◇横浜市

計画書、報告書の  
確認→公表(指導・助言)  
評価→公表  
立入(必要に応じて)

## 計画の実践

※ 勧告、氏名公表あり

# 地球温暖化対策計画の全体構成



知りたい言葉を入力して「検索」を押してください

[検索の仕方](#)

 <a href="#">ご利用方法</a>	 <a href="#">文字の拡大・色・ふりがな</a>	 <a href="#">音声で読み上げ</a>
--	--	---

<a href="#">English</a>	<a href="#">한글</a>	<a href="#">中文</a>
<a href="#">Português</a>	<a href="#">Español</a>	

[トップページ](#)

[市民生活](#)

[事業者](#)

[観光](#)

[原爆・平和](#)

[市政全般](#)

[広島市ホーム](#) > [市政全般](#) > [広島市の概要](#) > [市の仕事と組織](#) > [組織](#) > [環境局](#) > [地球温暖化](#) > [地球温暖化対策](#) > [ひろしまエコパートナー協定](#)  
[広島市ホーム](#) > [市民生活](#) > [ごみ・環境](#) > [地球温暖化](#) > [地球温暖化対策](#) > [ひろしまエコパートナー協定](#)

## ひろしまエコパートナー協定



地球温暖化問題やエネルギー問題、ごみ問題を解決し、より良い環境を子どもたちに引き継ぐことができるよう、市と事業者が緊密なパートナーシップのもと、連携・協力して取組を進めるため、「ひろしまエコパートナー協定」を締結しました。

### 1 内容

環境問題に率先して取り組む意欲のある事業者と市の間で協定を締結し、次の取組を進めます。

#### 【事業者】

- ・自主的に取り組む内容を協定書に記載し、毎年度取組状況を市に報告
- ・市の環境イベント等について、必要な協力を実施

#### 【市】

- ・事業者の取組について、リーフレット等により公表し、市民へPR
- ・その他事業者の取組に対して必要な支援・協力

### 2 協定書

 [ひろしまエコパートナー協定書（例）](#)（PDFファイル）

### 3 協定締結事業者<平成22年4月7日現在>

- 株式会社アンデルセンサーサービス ⇒ [詳細](#)
- 株式会社イズミ ⇒ [詳細](#)
- 生活協同組合ひろしま ⇒ [詳細](#)
- 瀬戸内海汽船株式会社 ⇒ [詳細](#)
- 株式会社中国新聞社 ⇒ [詳細](#)

- 株式会社中国放送 ⇒ [詳細](#)
- 株式会社テレビ新広島 ⇒ [詳細](#)
- 日本放送協会広島放送局 ⇒ [詳細](#)
- 広島エフエム放送株式会社 ⇒ [詳細](#)
- 広島ガス株式会社 ⇒ [詳細](#)
- 株式会社広島銀行 ⇒ [詳細](#)
- 広島テレビ放送株式会社 ⇒ [詳細](#)
- 広島電鉄株式会社 ⇒ [詳細](#)
- 株式会社広島ホームテレビ ⇒ [詳細](#)
- 株式会社福屋 ⇒ [詳細](#)
- 株式会社ポプラ ⇒ [詳細](#)
- マツダ株式会社 ⇒ [詳細](#)

※ 五十音順

#### [4 広島市の取組 ⇒ 詳細](#)

## 関連情報

### [「ひろしまエコパートナー協定」締結・交換式](#)

－お問い合わせ－  
環境局 エネルギー・温暖化対策部 企画課  
電話：082-504-2185  
FAX：082-504-2229  
メール：[ondanka-t@city.hiroshima.jp](mailto:ondanka-t@city.hiroshima.jp)

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった 見つけにくかった どちらとも言えない

このページの内容はわかりやすかったですか？

わかりやすかった わかりにくかった どちらとも言えない

このページの内容は参考になりましたか？

参考になった 参考にならなかった どちらとも言えない

広島市役所 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 [[地図](#)]  
代表電話 082-245-2111

各課お問い合わせ先  
[各課直通電話・FAX・Eメールアドレス](#)

[このホームページについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [サイトポリシー](#) | [ご意見・お問い合わせ](#) | [著作権について](#) | [免責事項](#)

Copyright c HIROSHIMA City. All rights reserved.

## ひろしまエコパートナー協定書(例)

(協定の基本理念)

第1条 広島市(以下「甲」という。)と事業者〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、地球温暖化問題やエネルギー問題、ごみ問題を解決し、より良い環境を次世代の子どもたちに引き継ぐことができるよう、低炭素社会づくり及び循環型社会づくりを協調して行うためのひろしまエコパートナー協定(以下「協定」という。)を締結する。

(取組)

第2条 甲及び乙は、緊密なパートナーシップを形成し、広島市域における温室効果ガス排出量の削減やごみの減量に向けた取組を推進する。

第3条 乙は、協定の趣旨を踏まえて次の取組を行うものとする。

- (1) 事業活動における電気などのエネルギーの効率的な利用等
- (2) 事業活動におけるごみの減量
- (3) 地域社会の環境保全意識の高揚を図るための取組
- (4) 社員への環境教育や啓発活動の実施

2 乙は、前項の取組のほか、環境月間(6月)、3R推進月間(10月)及び地球温暖化防止月間(12月)などにおける甲の取組に協力して啓発イベント等をできる限り実施するものとする。

第4条 乙は、前条の取組を自らの創意工夫により推進するものとし、原則として、自主的な目標と目標達成に向けた具体的な取組内容を定め、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告に係る取組実績を年度ごとに甲に報告するものとする。

3 乙は、前2項の内容を、ホームページ等により公表するものとする。

第5条 甲は、広島市域における温室効果ガス排出量の削減やごみの減量に向け率先して取り組むとともに、乙に協力して次の取組を行うものとする。

- (1) 市の広報媒体等を利用した、乙の自主的な目標、取組内容及び実績の市民へのPR
- (2) 協定締結事業者の共通表示ステッカー等の作成及び配布
- (3) その他乙が行う取組に対する支援・協力

(協定の破棄)

第6条 甲又は乙のいずれかが協定の破棄を申し出たときには、破棄することができる。ただし、1カ月前に通知するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、締結の日から平成23年3月末日までとし、更新については期間満了までに再度協議を行うものとする。

(その他)

第8条 この協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙協議の上定めることとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市  
代表者 市長

乙 住所  
事業者名  
職・氏名

注) 事業者により各協定書の内容は異なります。

[トップページ](#)
[暮らしの情報](#)
[観光・イベント情報](#)
[市政情報](#)
[事業向け情報](#)
[トップページ](#) | [市政情報](#) | [分野別の計画・指針・調査結果](#) | [ごみと環境保全](#)
[地球温暖化防止対策と名古屋市の取り組み](#) | (現在の位置) [地球温暖化対策計画書・省エネコミュニケーション](#)

## 地球温暖化対策計画書・省エネコミュニケーション

[このページを印刷する](#)

2010年11月18日

### はじめに

近年、地球温暖化は人類の生存に関わる大きな問題として認識され、1997年(平成9年)12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された京都議定書が2005年(平成17年)2月に発効し、世界各国でさまざまな取り組みがなされています。

本市では、地球温暖化対策を着実に推進するため既存の計画を見直し、2006年(平成18年)7月に「第2次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定しました。その中で二酸化炭素及び温室効果ガスを、1990年比で2010年までに10%削減するという目標を掲げ、地球温暖化対策に取り組んでいます。

その目標を確実に達成するため、名古屋市環境保全条例に基づく「地球温暖化対策計画書」届出制度により、温室効果ガスの排出量が多い事業所に対し「地球温暖化対策計画書」及び「地球温暖化対策結果報告書」の作成、届出、公表を義務付け、事業活動における自主的な温暖化対策を促進しています。

### 制度の目的

この制度は、温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所(オフィスや店舗・工場など)を対象に、地球温暖化対策計画書・地球温暖化対策結果報告書の作成・届出・公表を義務づけることにより、事業活動における地球温暖化防止への自主的な取り組みの促進を図ることを目的とします。

### 対象となる事業者

地球温暖化対策計画書の対象となる事業者は、次の事業所(名古屋市内の事業所に限る)を設置又は管理する方です。

燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が800キロリットル以上(原油換算)

[対象となる事業者\(詳細\)](#)

対象となるかどうか判定してみましょう

#### 添付ファイル

▶ [制度の対象となるかどうかの判定](#) (PDF形式, 31.64KB) 

▶ [制度の対象となるかどうかの判定](#) (XLS形式, 29.50KB) 



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトから Adobe Reader をダウンロード \(無償\) してください。](#) [\(外部リンク\)](#) 

### 地球温暖化対策計画書の作成・届出

上記の計算の結果、地球温暖化対策計画書の対象となる場合には、地球温暖化対策計画書を作成し、6月末日までに、名古屋市環境局地球温暖化対策室まで届け出て下さい。

[様式・記入要領・記入例等](#)

### 手続きの流れ

#### 添付ファイル

▶ 

[手続きの流れ \(PDF形式, 22.73KB\)](#)

## 地球温暖化対策結果報告書の公表

平成22年度から、「地球温暖化対策結果報告書」の届出を行った事業所のうち、市のホームページに掲載することについて同意をいただいた事業所について、報告書の一部を公表します。

報告書の内容については、届出事業所自らが公表しています。

公表期間は届出受理日より90日間です。

[平成22年8月31日公表:地球温暖化対策結果報告書について](#)

[平成22年10月22日公表:地球温暖化対策結果報告書について](#)

## 地球温暖化対策計画書の公表

「地球温暖化対策計画書」の届出を行い、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる事業所を掲載します。ここで掲載されているのは、「地球温暖化対策計画書」の届出を行った事業所のうち、市のホームページに掲載することについて同意をいただいた事業所です。

計画書の内容については、届出事業所自らが公表しています。

### 添付ファイル

- [平成20年度地球温暖化対策計画書届出事業所の公表 \(PDF形式, 10.91KB\)](#) 
- [平成21年度地球温暖化対策計画書届出事業所の公表 \(PDF形式, 12.11KB\)](#) 

平成22年度の届出分より、同意をいただいた場合、温室効果ガス排出量など、計画書の内容についても一部公表しています。

### 添付ファイル

- [平成22年度届出地球温暖化対策計画書の公表\(平成22年度10月22日時点\) \(PDF形式, 39.99KB\)](#) 

## ビル・工場などの「なごや省エネコミュニケーション」について

本市では、市民・事業者・行政の「協働」のもと、「環境首都なごやをめざしたまちづくり」をすすめており、市政の重要課題となっている地球温暖化防止を、事業者・行政の「協働」で進めていくため、省エネルギー指導員等が「地球温暖化対策計画書」届出事業所を順次訪問する「省エネコミュニケーション」を実施しています。省エネルギーをはじめとした地球温暖化対策の取り組み状況や設備の管理状況を確認し、より効果的な取り組み等について、意見交換、助言等を行っています。

対象は「地球温暖化対策計画書」の届出を行ったビル・工場などです。

[省エネルギー指導員について](#)

## 温室効果ガスを減らすためには？

[取組例](#)

## お問い合わせ先・計画書等の届出先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地球温暖化対策室

電話番号:052-972-2693

ファックス番号:052-972-4134

電子メールアドレス:[eco-nagoya@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp](mailto:eco-nagoya@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp)

応対時間:月曜日から金曜日(祝日及び休日を除く)の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、ファックス及び電子メールに関しては常時受付いたします。

## 関連リンク

- [\\* 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例](#)

このページについてご意見をお聞かせください

ご注意

1. お答えが必要なお問合せは、直接担当部署へお願いいたします（こちらではお受けできません）。問合せ先等が不明な場合は、ページ下部の「このページの作成担当」などをご確認下さい。
2. 個人情報を含む内容は記入しないでください。

確認

[地球温暖化防止対策と名古屋市の取り組みに戻る](#)

[ページの先頭へ](#)

[サイトマップ](#) [このウェブサイトの使い方](#) [ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセシビリティについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [免責事項について](#) [行政機関等リンク](#)

名古屋市役所 [所在地、地図](#)

開庁時間 月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時15分まで（休日・祝日・年末年始を除く）※開庁時間が異なる組織、施設がありますのでご注意ください

〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話番号：052-961-1111（代表）

Copyright© City of Nagoya. All rights reserved.